

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第90号，同第99号，同第102号及び同第105号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（行情）答申第389号，同第395号，同第398号及び同第401号）

事件名：特定の文書を管理している都道府県教育委員会等が分かる文書の不開示決定に関する件

平成26年度厚生労働省発達障害担当との会議で配布された文書等の不開示決定に関する件

障害を有する児童生徒に対する人権侵害の事例が記載されている文書（教員によるもの）（特定課分）の不開示決定に関する件

平成26年度に愛知県教育委員会が入手した文書等（特定課分）の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4（以下，併せて「本件対象文書」という。）の開示請求につき，開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は，文書1について不開示としたことは結論において妥当であり，文書2ないし文書4について不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，文部科学大臣（以下「文部科学大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，別表の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定（以下，順に「処分1」ないし「処分4」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書によると，以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を特定することができる。

文部科学大臣は，開示請求人に対して，特定課が保有する文書名，内容の情報提供をしていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

(1) 文書1について（諮問第90号）

本件開示請求は、文書1についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容の、「指導助言が記載されている文書を管理している都道府県教育委員会・特別支援学校」が不明であり、文書1の特定が困難であるため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

<本開示請求経緯>

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、補正依頼を行った。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日までの間、6回請求内容の確認を、情報提供しつつ補正依頼を行い、文書を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

(2) 文書2について（諮問第99号）

本件開示請求は、文書2についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容では、対象の年度や範囲が広すぎるため、文書の特定が困難であることから、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

<本開示請求経緯>

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、補正依頼を行った。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日までの間、6回請求内容の確認を、情報提供しつつ補正依頼を行い、文書2を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

(3) 文書3について（諮問第102号）

本件開示請求は、文書3についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容では、対象の年度や「人権侵害」の範囲が不明であり、文書3の特定が困難であるため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

<本開示請求経緯>

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、平成27年9月16日に補正依頼を行い、文書3を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

(4) 文書4について（諮問第105号）

本件開示請求は、文書4についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容では、対象範囲が広すぎ、文書4の特定が困難であるため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

＜本開示請求経緯＞

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、補正確認依頼を行った。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日までの間、6回請求内容の確認を、情報提供しつつ補正依頼を行い、文書4を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

2 異議申立人の異議申立て理由

- (1) 開示請求に係る行政文書を特定することができる。
- (2) 文部科学大臣は、開示請求人に対して、特定課が保有する文書名、内容の情報提供をしていない。

3 不開示決定の妥当性について

行政文書を特定するに足りる事項については、行政機関の職員が、請求書の記載から、開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があることが条件であり、足りないと判断したため、補正を依頼したものの、回答がなされなかったものであり、上記2(1)の異議申立て理由については、当たらない。

また、特定課が保有する行政文書は、行政文書ファイル管理簿において掲載されるとともに、電子媒体又は紙媒体でも閲覧することが可能であるため、上記2(2)の異議申立て理由については当たらない。

4 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、行政文書の特定ができないため不開示決定とした原処分は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

(別紙省略)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年(行情)諮問第90号、同第99号、同第102号及び同第105号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理(諮問第90号、同第99号、同第102号及び同第105号)

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年8月29日 審議（同上）
- ④ 同年10月6日 諮問第90号，同第99号，同第102号及び同第105号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は，文書1ないし文書4（本件対象文書）の開示を求めるものであり，処分庁は，開示請求に形式上の不備があり，本件対象文書を特定することができないとして不開示とする決定（処分1ないし処分4）をそれぞれ行った。

異議申立人は，本件対象文書は特定することができるとして，処分1ないし処分4（原処分）の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，原処分の妥当性について改めて確認させたところ，諮問庁は，別表の3欄に掲げる①ないし④のとおりそれぞれ説明する。

(2) 別表の3欄に掲げる①ないし④の諮問庁の説明について検討するに，文書及び面談で行ったとする求補正に係る説明については，本件諮問書に添付された行政文書開示請求書の記載内容と整合していることが認められる。

(3) 以下，上記(1)及び(2)を踏まえて検討する。

ア 文書1について

(ア) 諮問庁は，別表の3欄に掲げる①において，特定課では，毎年，各都道府県教育委員会等に小・中学校等における障害のある児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成状況の割合を調査しているが，発達障害児に特化した調査は行っていないため，文書1は保有していないとしている。

(イ) 文書1について，これを保有していないとする諮問庁の説明に，特段不自然，不合理な点はなく，これを覆すに足る事情も認められないので，文部科学省において，文書1を保有しているとは認められない。

(ウ) したがって，文書1について補正を求めたものの，回答がなく，該当する文書の特定ができないため，形式上の不備を理由に不開示とした処分1は，本来，文書不存在により不開示とすべきであったものであるが，開示すべき文書が存在しないという意味で，結論において妥当といわざるを得ない。

イ 文書2ないし文書4について

(ア) 文書 2 ないし文書 4 について、文書特定が必要であり、このままでは文書の特定ができない旨を異議申立人に面談及び文書で説明し補正を求めたものの、回答期限を経過しても回答がなかったとする諮問庁の説明について、これを否定する特段の理由も見いだせないこと、さらに、異議申立人が提出した異議申立書において、処分庁が文書特定のために必要であるとする情報に係る記載は認められないことから、処分庁が更に補正を求めたとしても、当該補正がなされる蓋然性は極めて低かったと推察される。

(イ) したがって、文書 2 ないし文書 4 について補正を求めたものの、回答がなく、該当する文書の特定ができないため、形式上の不備を理由に不開示とした処分 2 ないし処分 4 は、いずれも妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、文部科学省において文書 1 を保有しているとは認められないことから、不開示としたことは結論において妥当であり、文書 2 ないし文書 4 の開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

1 本件対象文書		2 原処分の日付及び文書番号		3 諮問庁の説明
番号	名称	番号	日付及び文書番号	
文書1 (諮問第90号)	発達障害者支援法上の発達障害児に対する指導助言(個別の教育指導計画等)が記載されている文書を管理している都道府県教育委員会・特別支援学校が分かる文書	処分1	平成27年10月30日付け26受文科初第3937号	① 特定課では、毎年、各都道府県教育委員会等に小・中学校等における障害のある児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成状況の割合について調査を行い、ホームページにおいて調査結果(特別支援教育体制整備状況調査結果)を公表していることから、これらにつき情報提供可能である。 しかしながら、異議申立人が開示を求める発達障害児に特化した調査は行っていないため、文書1は保有していないことを文書で示しつつ、文書1を具体的に特定するよう補正を求めたところ、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書1の特定ができなかった。
文書2 (諮問第99号)	H26年度厚生労働省発達障害担当との会議で配布された文書及び協議の結論等が記載されている文	処分2	平成27年10月30日付け26受文科初第3951号	② 本件開示請求は、平成26年度に厚生労働省発達障害担当と同席した会議において配布された文書及び当該会議における協議の結論等(文書2)の開示を求めると考えられる。 しかしながら、当該会議

	書			<p>は多数回開催され、1回ごとの会議資料も多いことから、開示請求書の記載からは、どの会議に係る文書を求めているのか不明であり、また、どのような結論等が記載されている文書を求めているのか不明であったので、文書2の対象となる会議がいつ頃に行われたもので、どのような結論等が記載された文書を求めているのか特定するよう、複数回面談を行って確認を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書2の特定ができなかった。</p>
文書3 (諮問 第10 2号)	障害を有する児童生徒に対する人権侵害の事例が記載されている文書(教員によるもの) (特定課に対する開示請求)	処分3	平成27年 10月30 日付け27 受文科初第 2218号	<p>③ 文書3は、その学校を設置する各都道府県教育委員会等が保有するものと思われるが、事例の社会的影響などによっては、教育委員会等から特定課に報告等が行われることも考えられる。</p> <p>そこで、本件開示請求を受け、対象となる文書を特定し、その存否を確認する必要があるところ、本件開示請求書の記載のみでは、いつ頃のどのような人権侵害の開示を求めているか定かではなかったため、文書3の対象となる教員による人権侵害がいつ頃のどのような事例であるか特定するよう、文書で補正を求めた</p>

				が、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書3の特定ができなかった。
文書4 (諮問 第105号)	H26年度 愛知県教育 委員会入手 した文書発 出した文書 (特定課に 対する開示 請求)	処分4	平成27年 10月30 日付け27 受文科初第 2243号	④ 文書4は、平成26年度に特定課が愛知県教育委員会へ送付した文書及び愛知県教育委員会が特定課に送付した文書であると考えられるが、特定課では文書4に該当する文書を多数保有しており、本件開示請求書の記載のみでは、どのような内容の文書の開示を求めているか定かではなかった。 そこで、文書及び面談(複数回)によって文書4の対象となる文書がどのような内容のものであるか特定するよう確認を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書4の特定ができなかった。